主

原判決を破棄する。

被告人を懲役2年6月及び罰金30万円に処する。

原審における未決勾留日数中120日を上記懲役刑に算入する。

上記罰金を完納することができないときは,金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理由

東京地方裁判所は,平成17年4月26日,被告人に対する窃盗,出入国管理及 び難民認定法違反,窃盗未遂被告事件について,第1の1ないし4として,窃盗, 窃盗未遂の事実,第2として,「被告人は,中華人民共和国の国籍を有する外国人 であるところ、平成16年7月16日、入国審査官から旅券に同月19日午後7時 18分までを許可期限とする寄港地上陸の許可の証印を受けて,千葉県成田市所在 のA空港に上陸して本邦に入った者であるが,前記在留期間内に同空港から出国せ ず、同年10月6日まで東京都内などに居住し、もって、旅券に記載された期間を 経過して不法に本邦に残留したものである。」旨の出入国管理及び難民認定法違反 の事実を認定した上,法令の適用として,第1の1,3,4の各所為は刑法60条 , 2 3 5 条に, 第 1 の 2 の所為は同法 6 0 条, 2 4 3 条, 2 3 5 条にそれぞれ該当 し,第2の所為は,行為時においては平成16年法律第73号による改正前の出入 国管理及び難民認定法70条1項7号に,裁判時においてはその改正後の出入国管 理及び難民認定法70条1項7号に該当するが、これは犯罪後の法令によって刑の 変更があったときに当たるから,刑法6条,10条により軽い行為時法の刑による こととし,第2の罪について所定刑中懲役刑及び罰金刑を選択し,以上は同法45 条前段の併合罪であるから、懲役刑については同法47条本文、10条により刑及 び犯情の最も重い第1の4の罪の刑に法定の加重をし,罰金刑については同法48

条1項によりこれをその懲役刑と併科し、その刑期及び金額の範囲内で処断すべき ものとし、その他関係法令を適用して、「被告人を懲役2年6か月及び罰金50万 円に処する。未決勾留日数中120日をその懲役刑に算入する。その罰金を完納す ることができないときは、金5000円を1日に換算した期間、被告人を労役場に 留置する。」との判決を言い渡し、同判決は、平成17年5月11日、確定した。

しかし、上記第2の罪の刑は、刑法6条、10条により、軽い行為時法である上記改正前の出入国管理及び難民認定法70条1項7号の刑によることとなるが、同条項は、その刑について、「3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。」と規定していたから、原判決の罰金刑は法定刑を超過しており、原判決は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法458条1号により、原判決を破棄し、被告事件について更に判決することとし、原判決の確定した事実に原判決の適用した各法令を適用し(刑種の選択を含む。)、その刑期及び金額の範囲内で被告人を懲役2年6月及び罰金30万円に処し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法21条、換刑処分につき同法18条、原審における訴訟費用の不負担につき刑訴法181条1項ただし書をそれぞれ適用し、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官井内顯策 公判出席

平成17年12月2日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	滝	井	繁	男
裁判官	津	野		修
裁判官	今	井		功
裁判官	中	Ш	了	滋

裁判官 古 田 佑 紀